

第2回 平成25年伊豆大島土砂災害第三者調査委員会 議事要旨

日 時：平成27年11月21日（土）10時43分～14時40分

場 所：大島町 北の山出張所 小会議室

出席者：田中委員長、黒田委員、鈴木委員、松尾委員
事務局（4名）

概 要：

1. 議事

北の山出張所小会議室にて、事務局より資料説明を行い、質疑応答・討議を行った。
主な発言要旨は、以下のとおり。

(1) これまでの情報収集で得られた事実等について 〈資料1〉

- 収集資料を踏まえて事実認定を行い、今後、特に議論すべき項目は何かについて検討していきたい。
- 事実認定は、委員が各種情報（本庁の全般情報、地方情報、府県情報など）の実物のデータを見て判断する形で行うべきではないか。
- 資料1 p. 3「平成25年10月15～16日に都総合防災部から大島町へ送付されたFAX一覧」のNo. 20に「大島では降り始めからの雨量が300mm超」とあるが、これは実測値か、あるいは予測値か。確認が必要である。
⇒（事務局）実測値である。府県情報第6号の内容であり、「15日24時までの24時間解析雨量によると、大島での降り始めからの雨量が300mmを超えた」との旨、記載されている。
- 予想降雨量に関する情報は、15日5:12及び6:15では16日6時までに300mm、同日22:58では16日24時までに250mmとなっているが（資料1 p. 3 No. 1, 2, 20）、これらの情報だけでは、気象庁による予想降雨量の見積りが15日5:12から同日22:58にかけて切り下げられたと判断することはできない。これらはいずれも、この先ほぼ24時間での予想降雨量を示すので、時間経過とともに台風の影響がなくなれば当然、予想される降雨量は少なくなると考えられる。
- FAXで府県情報第5号が都から町に送られたという記録がない。しかし、府県情報については、防災情報提供システムから入手できるものであり、都から知らされなくても、基本的には、各市町村の防災担当者が自主的に取得すべきである。
- 今後、検討が必要だと思われる項目は次のとおり。
 - 15日11時から実施された台風説明会で得た情報を踏まえて町が配備態勢を決めたことが妥当であったかどうか
 - 町は、15日18:05土砂災害警戒情報から、避難勧告を出すことができたか否か

- 16日 2:37、記録的短時間大雨情報で「2:20 大島本町で 101mm」と出た 1 時間前の 1:20 までに、町が避難勧告を出すことはできたか
- 総務課長は 16 日 0:00 に出勤したということだが、0:00、0:10 に都から電話連絡があったことを把握していたのか。また、町で都からの電話を受け取ったのは誰だったのかも確認する必要がある。加えて、都がどのような経緯で町に連絡を取ったのかも把握すべきである。
- 気象庁により 15 日 5:12 及び 6:15 に発表された予想降雨量は 300mm（資料 1 p. 3 No. 1, 2）。当時、町では、300mm の雨がどのような規模の雨として認識されていたのか、また、過去、大島町で 300mm 超の降雨がどれくらいの頻度で発生していたかを確認する必要がある。狩野川台風での雨量は 400mm だった。太平洋側なので 300mm の雨はわりと高い頻度で起きていたかもしれない。
- 平成 23～24 年度に入って、四者懇談会防災実務者会議が津波対策の検討を充実している点は、当時、南海トラフ巨大地震の津波被害想定が示されており、その対応として避難場所等を詳細に検討していたためである。
- 過去 7 回の土砂災害警戒情報発表時、実際にどのような現象（洪水、崖崩れ等）が発生していたかについて、今後、事実関係を把握する。
- 過去の台風接近時の大島町の対応体制については、時間軸を入れて整理する。また、以下の点をさらに調査する。
- 地域防災計画には体制の具体的な基準は記載されていないが、内規、申し送りなどの形で体制基準が定められていなかったかどうか。
- 平成 20 年以前において、どのような体制がとられていたか（例えば数多くの台風が上陸し被害をもたらした 2004 年のみ抽出でもよい。当時の宿直日誌などから町の対応体制を知ることができるかもしれない）。
- 当時の大島町地域防災計画には、土石流危険渓流が記載されていた。今回、土砂災害が起きた箇所と重なるか確認してはどうか。また、土石流危険渓流の情報を踏まえて町がどのような対応を取っていたのかも把握すべきである。
- 今回の土砂災害発生時における大金沢以外の渓流での被害を、東京都の報告で確認すべき。
- 土石流被害が発生した時期についても事実調査が必要。⇒東京電力（株）に停電時刻のデータ提供を依頼する。
- 今後、重要な検討事項になるであろう点として、現段階で以下の 3 点が考えられることから、これらについては特に重点的に事実関係を精査する。
 - ①気象情報（他機関から町に伝達された情報等とその内容）
 - ②町の体制（体制設置基準、判断体制、過去の対応状況等）
 - ③避難勧告・指示（判断体制、判断基準、過去の対応状況等）

- 今後、報告書をまとめるにあたっては、事実認定をした上で、特に議論すべき項目は何か、委員全員の同意をもって決めていく。なお、特に議論すべき項目については、これから行う住民への聴き取りで、住民がどのようなことを論点と考えているのかも把握した上で、検討していきたいと考えている。

(2) 大島町民アンケート調査結果（暫定速報版）について 〈資料2〉

- 現在も回収票が到着していることから、調査期間を延長し、より多くの回答を集計に含むこととする。
- 今後、最終集計に際しては、以下のような点に配慮する。
- 性別、年齢別、地区別などについては、実人口を把握してそれと比較できるようにする。
- クロス集計の際には、回収数の少ない選択肢は複数を一括するなど、集計方法を工夫する。
- 最終集計結果については、とりまとめ次第、協力者への感謝の意を記して、委員会ホームページで公表する。

(3) 大島町職員アンケートについて 〈資料3〉

- 職員向けアンケートについては、以下の2種類に分け、段階的に実施することとする。
- ①事実関係に関する調査：災害発生前後の対応状況について、簡潔に事実情報を把握する。
- ②教訓・課題、第三者調査委員会に対する意見・要望に関する調査：今後、事実情報を分析し再発防止対策を検討する段階で、町職員の意見・考え方等を把握する。

以上